



令和 8 年 9 月 1 8 日

三芳町議会議長 細谷光弘 様

提出者 三芳町議会議員 本名 洋



賛成者 同上 増田磨美



賛成者 同上 光下重之



空襲被害者等援護法の制定を求める意見書について

三芳町議会会議規則第 14 条の規定により、上記の議案を別紙の通り提出致します。

(提案理由)

アジア太平洋戦争において、空襲や沖縄戦などにより被害を受けた民間の戦災者に対しては、戦後 81 年を経た現在まで、何らの援護の措置も講じられていません。これらの被害は国の戦争行為によって生じたものであり、国が補償措置を行う責務があると考えます。また、軍人・軍属等のみを対象とする援護法が制定されている一方で、民間の戦災者に対する援護の措置がなされていない点は、法の下での平等にも反するのではないのでしょうか。対象者は相当な高齢であり、法制定に一刻の猶予も許されません。早急に再度の国会への法案提出を求めます。

空襲被害者等援護法の制定を求める意見書（案）

アジア太平洋戦争での全国各地の空襲により多くの都市が焼け野原となり、50 万人を超える人々が、沖縄の地上戦では県民の 4 人に 1 人が犠牲になったとされています。何とか生き延びた人々の中にも、心身に障害を負ったり、家族を失う、家や財産を失うなどの人たちが多数います（1945 年 3 月 10 日の東京大空襲だけで、一夜にしておよそ 10 万人の人が亡くなり、100 万人の人が被災したと言われています）。

日本国憲法前文に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」と書かれているように戦争は国による行為です。そうであるなら国民の被害は国が責任をもって補償すべきであります。ところが、戦後、日本政府は民間人の空襲被害者に対して何の補償もしないどころか、謝罪も、実態調査も行っていない。一方で旧軍人・軍属に対しては累計 60 兆円を超える多額の補償を行い、それは現在も続いています。

このような状況に対し、空襲被害者らは 1970 年代以降各地で裁判に訴え、判決では被害事実こそ認定されましたが、請求自体は棄却されてきました。ただし、「国会が様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決すべき問題」として国会での立法に被害者救済を委ねました。それにより、超党派の国会議員連盟（空襲被害者等援護法（仮称）を実現する議員連盟）が 2011 年に結成され、空襲被害者等援護法の制定を目指した活動が行われ、法案（特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律（案））がようやく 2026 年 7 月 8 日に参議院へ 38 年ぶりに提出されました。法案は一時金の支給や被害の実態調査、追悼事業の実施などを行う内容ですが、残念ながら審議未了のため廃案となってしまいました。

存命の被害者も高齢になり、実態調査も困難になりつつあります。本意見書においては国会と政府に対し一刻も早い空襲被害者等援護法の制定を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 日

埼玉県入間郡三芳町議会

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
総務大臣殿
衆議院議長殿
参議院議長殿